バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) および証券監督者国際機構 (IOSCO) による 市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する 要件」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) および証券監督者国際機構 (IOSCO) から 2017 年 7 月 6 日に公表された市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが BCBS および IOSCO におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々が、2015 年 11 月に公表された市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い」に寄せた意見「も踏まえ、今般、BCBS および IOSCO が資産担保コマーシャルペーパー(ABCP)プログラム等の短期証券化商品に関する STC 要件を新たに提案したことを歓迎する。我々は、BCBS および IOSCO が ABCP コンデュイット特有の特徴を考慮し、STC 要件を検討いただいたことに感謝している。

一方で、本市中協議文書には実務上対応が困難な規定や、明確化が必要な規 定が含まれていることから、規定の見直しにより、コスト・ベネフィットの 観点から、よりバランスの取れた枠組みとなることを期待している。

以下の各論では、本市中協議文書の趣旨に沿った対応を行ううえで、実務上の観点から留意が必要と考えられる事項についてコメントしたい。

【各論】

1. 資産のパフォーマンス実績

要件 A2 において、スポンサーは、投資家に対して、裏付資産と類似性のある 資産のパフォーマンス実績に関するヒストリカル・データを提供することが 求められている。

¹ バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い」に対する全銀協コメント

https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion280205.pdf

この点、スポンサーによる類似性のあるデータの作成および開示については、 例えば外部格付機関等の第三者が作成する集計データを流用する等、 スポンサーの守秘義務を考慮した柔軟な対応を許容すべき。

2. 資産の選定と移転

要件 A5 において、スポンサーは、裏付資産の回収等にあたり悪影響を及ぼす制約がないこと等につき、セラーから表明保証を受けていることを投資家に開示するよう求められている。セラーからそのような表明保証を受けているという事実を開示すれば要件を充足し、個別契約書の開示までは必要ないことを確認したい。

なお、個別契約書の開示が求められる場合、実務上対応が困難になるおそれがあるため、具体的に、どのような方法で開示することを想定されているかについて明確化を求めたい。

【質問への回答】

質問4 STC 適格 ABCP コンデュイットが発行したコマーシャルペーパーを保有する投資家が必要とする透明性の水準と、STC 適格 ABCP コンデュイットが資金供給を行う、基礎となるトランザクションの「非公開とすべき」特性を保護する必要性との間で、本短期 STC 要件は適切なバランスを保ったものとなっているということに同意するか。

(回答)

以下の点について、修正が必要と考える。

要件 A4 において、スポンサーは、セラーを選定する際の重要な選定基準 (セラーが金融機関ではない場合も含め) について、投資家に通知すべきとの記載がある。また、スポンサーは、セラーが引受基準の変更時期と目的を スポンサーに開示するよう確実にすべきとの記載がある。

(具体的な個所)

「スポンサーは、セラーを選定する際の重要な選定基準(セラーが金融機関ではない場合も含め)についても投資家に通知すべきである。」

「(スポンサーは) 引受基準が変更された場合には、セラーから、その変更時期と変更目的に関する開示を受けること。」

まず、セラーを選定する際の重要な選定基準の通知は、その範囲次第では、

スポンサーの行内機密を開示することに繋がりかねず、スポンサーの競争力を 削ぐ可能性がある。よって、行内の選定基準そのものを公表するのではなく、 その基準となる要素等、例えば売上高規模や業種等、を投資家に開示すること で、本要件を充足することを確認したい。

また、セラーがスポンサーに開示すべき引受基準の変更は、今後の回収 可能性に大きな影響を及ぼし得るような重大な引受基準の変更であることを 明確化したい。仮に、全ての引受基準の変更を開示することが求められた場合、 セラーに過度の情報開示業務を負わせかねず、セラーの証券化ニーズ低下に 繋がる可能性がある。

セラーの債権組成プロセスにおける引受基準に重要な変更が生じた場合に おいて、セラーによるスポンサーに対する重大な引受基準変更の開示を確実に するための方法として、例えば契約書に当該要件を盛り込むことや、スポンサ ーの内部管理上、定期的にセラーに対しヒアリングすることなど、様々な手法 が考えられる。上述のような各スポンサーの実務実態に応じた柔軟な対応が許 容されることを確認したい。

リボルビング形式ではなく、一括債権買取形式の場合、セラーから債権譲渡を受けるのはクローズ日に行う一回のみであり、その後の引受基準の変更は譲渡済債権のパフォーマンスに影響を与えないものと思われる。したがって、一括債権買取形式の取引については、本要件の対象外とすべき。

質問9 ABCP コンデュイットが資金供給を行うトランザクションの平均満期を 算定する手法案は適切であると考えるか。満期変換の上限は1年から3年の間 で設定することに同意するか。

(回答)

満期変換の制限の要件において、計算対象となる残存期間は、以下「1.」と「2.」にもとづき計算すると提案されている。

- 1. ABCP コンデュイットが保有する受益持分、または、ABCP コンデュイット が資金供給を行う裏付資産から生じる契約債務の残存期間
- 2. ABCP コンデュイットが資金供給を行う裏付資産の残存期間

要件 B14 に記載された加重平均期間の計算において、「2.」については、より詳細な要件設定をしていただきたい。「2.」については、必ずしも各プールの裏付資産の残存期間の加重平均が分かるデータが提供されるとは限らない。

またその場合、当該プールに関する投資ガイドライン等の法的な契約書に定められた裏付資産の残存期間の最大値を用いることが許容されている。この点、一部のプールについて契約書に定められた残存期間の最大値に係る定めがない場合、「2.」の計算結果は無限となるものと思われる。これは過度に保守的な取扱いと考えられることから、より詳細な要件を設定していただきたい。例えば「残存期間最大値に係る定めがない場合は最大値を5年とする」や「残存期間最大値に係る定めがないプールの比率が5%以下の場合は、当該プールを除いて加重平均期間を計算する」等、計算結果が確定する方法とすべき。

以 上